第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規 ○農林水産省令第八十九号 則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成十九年十一月三十日 植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)

農林水産大臣 若林 正俊

神港」に改める。 七十三号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項第一号中「大阪港、神戸港」を「阪 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

この省令は、平成十九年十二月一日から施行す